

令和5年度広島県動物愛護管理推進協議会

次 第

日時：令和5年3月8日（金）
13時30分～15時00分

場所：県庁南館2階 201会議室

1 食品生活衛生課長あいさつ

2 議題

(1) 動物愛護管理推進計画における令和4年度の進捗状況の点検について

(2) 広島県新動物愛護センターの移転・開庁について

(3) その他

- ・ 広島県内市町における野良猫対策について
- ・ 令和6年能登半島地震に係る情報提供について

出席者名簿

区分	所属	役職名	氏名
1 学識経験者	広島都市学園大学健康科学部	教授	田丸政男
	広島アニマルケア専門学校 (元中国学園大学・大学院教授)	講師	福田伸治
2 獣医師会	公益社団法人広島県獣医師会		欠席
3 関係業界団体	元広島県ペットショップ連合会	会長	沖本秀和
4 動物愛護団体	広島県動物愛護推進員連絡会議	議長	宮崎誠
5 研究機関	広島県立総合技術研究所保健環境センター	センター長	波谷一宏
6 地域住民	一般財団法人広島県環境保健協会 地域活動支援センター	センター長	中村博信
7 関係行政機関	広島県健康福祉局食品生活衛生課	課長	中村満
	広島県動物愛護センター	所長	柳本慎治
	広島市動物愛護センター	所長	井原光紀
	呉市動物愛護センター	所長	石田三孝
	福山市動物愛護センター	所長	重東和宏

令和5年度広島県動物愛護管理推進協議会

1	動物愛護管理推進計画における取組み（令和4年度）について	
(1)	動物愛護管理推進計画の取組状況	1
(2)	令和4年度動物愛護管理実績	
①	犬・猫の引取り及び処分数等	11
②	行方不明の届出件数等	12
③	犬による咬傷事故の件数及び状況	13
④	特定（危険）動物の許可状況	14
⑤	動物取扱業の登録及び立入状況	15
⑥	犬・猫等の苦情件数集計表	16
(3)	犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数	17
(4)	広島県の犬猫引き取り頭数、殺処分数、返還譲渡の推移、引取り状況	18
2	広島県新動物愛護センターの移転・開庁について	20
3	その他	
(1)	広島県内市町における野良猫対策について	27
(2)	令和6年能登半島地震に係る情報提供について	29

(1) 動物愛護管理推進計画の取組状況

区分	取組	実施主体	取組内容
普及啓発の実施	リーフレットの配布	県・3市(4/4) 市町(12/20) 保健所(5/7) 環境保健協会 推進員連絡会議	内容: ・動物の適正飼養、不妊去勢手術啓発(「犬を飼う場合の飼い主の義務」、「犬はつないで飼いましょう」「ふやさないのも愛」、「犬の飼い主さんへ」、愛犬健康手帳) ・動物愛護週間行事(どうぶつ愛護のつどい・動物遺棄行事)周知 ・虐待防止 ・狂犬病予防法遵守、集合注射 ・地域猫活動周知(地域猫活動ガイドライン、「始めてみませんか 地域猫活動」) ・マイクロチップ周知(「マイクロチップ情報の登録が義務になります」、マイクロチップQ&A) ・動物由来感染症ハンドブック2022 ・動物愛護思想普及啓発(LIVE TOGETHER、人も動物もSDGs) ・新動物愛護センターリーフレット 等
	ポスター掲示	県・3市(3/4) 市町(11/20) 保健所(7/7) 獣医師会 推進員連絡会議	内容: ・動物の適正飼養、不妊去勢手術啓発 ・動物愛護週間(環境省作成・広島県作成)、どうぶつ愛護のつどい ・動物の遺棄・虐待防止(「犬猫を捨てるのは犯罪」、「犬猫の遺棄虐待は犯罪です」) ・狂犬病予防対策推進(「狂犬病予防注射を打ちましょう」) ・地域猫活動周知(「はじめませんか? 地域猫活動」) ・マイクロチップ(「マイクロチップ情報の登録が義務になります」、犬と猫のマイクロチップ情報登録) ・動物由来感染症普及啓発 ・動物愛護指導普及啓発(LIVE TOGETHER) 等
	看板の設置	県・3市(2/4) 市町(9/20) 推進員連絡会議	内容: ・適正飼育啓発看板(放し飼い禁止、エサやり防止、散歩時のマナー、犬のフン持ち帰り) ・虐待防止(「犬・猫を捨てるのは犯罪!」) 等
	ホームページへの掲載	県・3市(4/4) 市町(11/20) 推進員連絡会議	内容: ・動物の適正飼養、不妊去勢手術啓発(犬猫の正しい飼い方、飼主のマナーについて、ペットを飼うときのお願い、 県動物愛護センターホームページ(スタッフブログ及びYOUTUBEチャンネル等)) ・動物愛護週間 ・虐待防止 ・狂犬病予防(「狂犬病予防注射について」、「犬の所在地変更・死亡時の届出」) ・地域猫活動 ・「犬の登録手続(マイクロチップの変更登録も含む)」 ・感染症 等
	その他 (ラジオ)	廿日市市	内容: ・動物愛護週間についてFMはつかいちにて放送
	その他 (広報紙、SNS)	三原市、府中町、坂町、北広島町	内容: ・広報紙に適正飼養、動物愛護、犬の登録・狂犬病予防関連の記事を掲載
	その他 (町内放送)	安芸高田市	内容: ・広報回覧文書及び狂犬病予防注射案内にて犬の飼い方記載(6町×1回)猫の飼い方記載(6町×1回) ・市内・町内放送にて、飼主のマナー等(3回)
その他 (相談会開催)	三次市	内容: ・動物愛護週間についての周知及び猫に関する相談会のお知らせ	
5 その他 (情報紙の発行)	環境保健協会	内容: ・当協会が、関連団体や市町公衆衛生推進協議会の推進員向けに発行する情報紙「環境と健康」に、広島県健康福祉局食品生活衛生課の連載記事を掲載(「動物の愛護と管理を考える」)。 ①令和4年9月1日発行(625号) 8,360部発行 犬や猫のこと考えてみませんか?人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して ②令和4年11月1日発行(626号) 8,800部発行 着けていますか?マイクロチップ 万が一の時、飼い主のもとへ帰るために ③令和5年1月1日発行(627号) 8,360部発行 動物愛護センター移転整備 現センターの課題を改善 ④令和5年3月1日発行(628号) 8,450部発行 人と動物の共生社会 野良猫問題から考える	
県の動物愛護センターを活用した普及啓発の推進	県の動物愛護センターと連携した各種イベントの充実	推進員連絡会議	内容: 構成員(県推進員)、御構成員が、県の新動物愛護センター維持管理運営受託者(広島未来動物共生株式会社)と連携してイベント開催。 (例) ・12月18日:県庁駐車場の一角にて「犬の譲渡会」にブース参加。迷子札、首パッチ作成(13名参加) ・2月19日:レク駐車場一角にて「犬の譲渡会」にブース参加。迷子札、首パッチ作成(6名参加)
	県の動物愛護センターと連携した普及啓発事業の実施	市町(3/20) 獣医師会	内容: ・広島県動物愛護センターから送付されたポスターの掲示、パンフレットの配布 ・地域猫に関する説明会への参加 ・どうぶつ愛護のつどい(動物愛護週間行事)への参加 等
	動物愛護センターにおけるモデル犬の育成	広島県	内容: ・2頭育成

種別	分類	取組内容	実施主体	取組内容		
普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成	動物愛護団体等と連携した動物愛護の普及啓発の推進	動物愛護団体等と連携した普及啓発事業の実施(どうぶつ愛護のつどいを含む。) ※動物愛護週間以外に開催したものを記載してください。	広島県	行事名: どうぶつ愛護のつどい 開催年月日: 令和4年11月20日 参加人数: 305名 行事内容: しつけ教室・猫の快適な環境づくり教室・ペット防災セミナー・爬虫類のエンリッチメントから考える、ペットの飼い主向けセミナー・動物舎見学・犬猫ふれあい広場・成犬とのお散歩体験・飼い犬のノーズワーク体験・ものしりクイズラリー・しつけ相談・パネル展		
			呉市	行事名: 動物愛護啓発行事 開催年月日: 令和4年10月30日 参加人数: 93名 行事内容: 譲渡会コーナー、譲渡犬・譲渡猫の写真展、動物愛護啓発コーナー、新しい飼い主募集コーナー等		
			福山市	行事名: 1+わんわんフェスタ(Lazo及び穴吹ビジネス専門学校主催) 開催年月日: 令和4年10月30日 参加人数: 5名 行事内容: ペットの同行遊園、動物ウルトライズ、しつけ&マナーお悩み相談、等		
			東広島市	行事名: 第14回、第15回保護犬猫を迎えよう 開催年月日: 第14回 令和4年6月5日 第15回 令和4年10月30日 参加人数: 第14回 約900名 第15回 約1,700名 行事内容: 市駅前で開催。保護犬猫の譲渡会をはじめ、スタンプラリー、小さな命の授業、写真展等を行い、市民の動物愛護に関する意識を向上させた。		
			東広島市	行事名: 動物愛護写真展 開催年月日: 令和4年12月8日～12月15日 参加人数: 約50名 行事内容: 保護犬猫を題材とした写真展示。		
			東広島市	行事名: わんにゃんフェスティバル 開催年月日: 令和5年3月5日 参加人数: 約200名 行事内容: 広島県動物愛護管理推進計画に掲げている、動物愛護に関する広報活動の取組の一環として、保護犬猫の譲渡会を行った。		
			推進員連絡会議	行事名: どうぶつ愛護のつどい 開催年月日: 令和4年11月20日 参加人数: (運営側) 8名 行事内容: 広場の一角にブースを用意してもらい、迷子札と缶バッジのワークショップ		
			推進員連絡会議	行事名: 第14回、第15回 保護犬猫を迎えよう 開催年月日: 令和4年6月5日、10月30日 参加人数: (運営側) 各10名 行事内容: 東広島市役所駐車場一角にて、犬猫譲渡会、命の教室、保護犬の散歩体験、啓発パネルの展示等多数イベント開催		
			推進員連絡会議	行事名: ワンミヤウズ譲渡会 開催年月日: 令和5年3月27日 参加人数: 6名 行事内容: 宇品の動物病院の駐車場を借りて、犬猫の譲渡会、迷子札作成、啓発パンフの配布等		
			10	動物慰霊式	広島県	行事名: 令和4年度動物慰霊式 開催年月日: 令和4年9月20～22日 参加人数: 36名 行事内容: 献花台の設置。各市町も参加。
					広島市	行事名: 動物慰霊式 開催年月日: 令和5年9月22日 参加人数: 行事内容: 獣医師会会長及び保健所長による追悼の辞、参加者による献花を行った。
					獣医師会	行事名: 動物慰霊祭 開催年月日: 令和4年10月12日 参加人数: 30名 行事内容:
					保健環境センター	行事名: 令和4年度実験動物慰霊式 開催年月日: 令和5年2月21日 参加人数: 23名 行事内容: 実験動物慰霊の詞及び献花(所内行事)
			11	犬猫の飼育講習会の開催	広島県	行事名: 犬・猫 譲渡講習会 開催回数: 164回 開催月日: 毎週月・水・金曜日、第31日曜日 参加人数: 614名 行事内容: 収容頭数、飼い主の義務、日常管理の方法、しつけデモンストレーション、適正飼養、ふれあい体験、人と動物の共通感染症
広島市	行事名: 猫の飼い方セミナー 開催回数: 1回 開催月日: 令和5年2月28日 参加人数: 14名 行事内容: センター職員から猫の適正飼養について、臨床獣医師を招いて自宅でできる健康管理のポイントについて講義を行った。※単独					
呉市	行事名: 犬・猫譲渡会 開催回数: 9回 開催月日: 令和4年4月10日、6月12日、7月10日、7月24日、10月16日、11月27日、12月25日、令和5年1月15日、3月12日 参加人数: 933名 行事内容: 接し方体験、飼主の義務、日常管理の方法、適正飼養等の説明					
福山市	行事名: 犬の譲渡講習会 開催回数: 42回 開催月日: 毎週木曜日及び奇数月の第2日曜日 参加人数: 180名 行事内容: 終生飼育・犬に関わる法律・犬の病気・犬のしつけ方等について					
三次市	行事名: ねこのニャンでも相談会 開催回数: 1回 開催月日: 令和5年9月22日～23日 参加人数: 22名 行事内容: 猫に関する相談事について県動物愛護推進員が回答する。					

種別	分類	取組内容	実施主体	取組内容
動物愛護教育の充実	犬のしつけ方教室の実施	広島県	広島県	行事名: バビーパーティー、犬の暮らし方教室 開催月日: 開催月日: 開催回数: 22回 参加人数: 112名 行事内容: 社会性を身に着ける、問題行動の予防及び対処法、基本的なしつけ
		広島市	広島市	行事名: ①犬のしつけ方教室 ②犬のしつけ方教室(子犬編) 開催月日: ①令和4年10月6日、11月10日 ②令和4年6月24日、令和5年3月15日 開催回数: 4回 参加人数: ①14名、17名/ ②9名、15名 行事内容: 講師を招き、大回作で①②それぞれについて2回ずつ計4回開催した。※単独
		福山市	福山市	行事名: 犬のしつけ方教室 開催月日: 第3金曜日 開催回数: 7回 参加人数: 12名 行事内容: おすわり・ふせ・待てなどの基本的なしつけについて
		廿日市市	廿日市市	行事名: 犬のしつけ方教室 開催月日: 令和4年10月7日 開催回数: 2回 参加人数: 12名 行事内容: 広島県動物愛護センターの職員を講師として招き、参加者(犬の飼い主)に対して、犬のしつけ方及び飼い主のマナー等について実演を交え講義を行った。
	ふれあい動物愛護教室の実施	広島県	広島県	行事名: 動物愛護教室 開催月日: 通年 開催回数: 3回 参加人数: 46名 行事内容: 犬の生態、野良犬猫の話、心音聴取、しつけデモンストレーション、犬の適正飼養、ふれあい体験、手洗い
		広島市	広島市	行事名: ふれあいイベント 開催月日: 令和5年3月31日 開催回数: 1回 参加人数: 15名 行事内容: 児童デイサービス利用者を対象に、動物のふれあい等を行った。
		呉市	呉市	行事名: 動物ふれあい教室 開催月日: 令和5年3月16日 開催回数: 1回 参加人数: 14名 行事内容: 保育所、小学校を対象に動物とのふれあいを通して、いのちの大切さを学んでいく
	成長過程に応じた動物愛護教育	広島県	広島県	行事名: 命を考える動物愛護教室 開催月日: 通年 開催回数: 7回 参加人数: 147名 行事内容: 犬の生態、処分の実態、心音聴取、しつけデモンストレーション、適正飼養、人と動物の共通感染症
		呉市	呉市	行事名: いのちの教室 開催月日: 令和5年6月5日 開催回数: 1回 参加人数: 30名 行事内容: 中学生・高校生及び一般市民を対象に動物のいのちを通して、いのちの大切さを学んでいく
		福山市	福山市	行事名: 命の授業 開催月日: 依頼に応じ 開催回数: 3回 参加人数: 13名 行事内容: 高校生や一般の方へ、動物の命・責任ある飼育について
		三原市	三原市	行事名: 令和4年度三原市動物絵画コンクール 開催月日: 令和4年7月5日～令和4年11月17日 開催回数: 1回 参加人数: 710名 行事内容: 市内小学校3年生を対象に、「動物とわたし」というテーマでの絵画コンクールを実施し、子どもたちの動物愛護精神の高揚を図った。30点の入賞作品について表彰式を行った。
	動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充	普及啓発の拡大	三次市 推進員連絡会議	三次市 推進員連絡会議
大規模な広報事業の実施		三次市	三次市	内容: ・ケーブルテレビの番組内で、動物愛護週間について紹介
災害対策	市町の地域防災計画等への位置づけの明確化	市町の地域防災計画等への位置づけの明確化	県・3市(4/4) 市町(20/20)	内容: ・地域防災計画中に動物愛護管理に関して記載。
	動物取扱業者の災害時対策の徹底	動物取扱業者への災害時対応マニュアル作成指示等の指導	県・3市(4/4)	内容: ・施設立入時、動物取扱責任者研修時に指導
	特定動物の災害時対策の徹底	特定動物の逃走時の対応マニュアルに基づいた監視・指導	県・3市(4/4)	内容: ・監視時にマイクロチップの装着、逃走時の連絡先等の確認 ・定期監視時に逃走時の対応を指導 ・特定動物飼育舎に対する監視指導
	災害時ネットワークの構築	動物愛護団体等とのネットワークの構築	県・3市(2/4) 推進員連絡会議	内容: ・平成30年7月豪雨災害時に関係団体と連携協力して対応、関係性の継続 ・広島県災害時動物救護基本指針等策定済み ・広島県動物愛護推進員連絡会議グループLINEの発足

実施	分類	取組	実施主体	取組内容
人材育成	行政担当者の知識・技術の習得の支援	24	行政担当者の知識・技術の習得の支援	東部保健所 内容(回数): ・4月に狂犬病予防業務について課内で確認。市町担当者にも教示。 ・移転前の動物愛護センターで、犬のしつけ等、センターの業務について新任者の勉強機会を設けた。
	動物愛護推進員の育成	25	動物愛護推進員の委嘱	広島県 推進員数: 42名 (獣医師: 10名, 愛玩動物飼養管理士: 8名, その他: 24名) 委嘱年月日: 令和4年4月1日
			広島市 推進員数: 19名 (獣医師: 10名, 愛玩動物飼養管理士: 4名, その他: 5名) 委嘱年月日: 令和4年4月1日	
			呉市 推進員数: 10名 (獣医師: 4名, 愛玩動物飼養管理士: 1名, その他: 5名) 委嘱年月日: 令和4年4月1日	
			福山市 推進員数: 7名 (獣医師: 3名, 愛玩動物飼養管理士: 名, その他: 4名) 委嘱年月日: 令和3年4月1日	
	研修の実施	26	福山市 研修実施回数: 1回 参加者数: 7名 研修実施年月日: 研修内容(講師): 2022年度の活動報告、「動物愛護のつどい」などについて	
			推進員連絡会議 研修実施回数: 1回 参加者数: 15名 研修実施年月日: 令和4年10月7日 研修内容(講師): 運営部会、適正飼養部会、センター支援部会の三部合同で部会を開催、今後の活動展開について協議。	
	動物愛護推進員の委嘱活動の促進・周知	27	県・3市(2/4)推進員連絡会議 内容: ・IPにて委嘱活動内容の掲載 ・動物愛護の活動を実施している者への勧誘 ・動物愛護推進員構成員の推薦	
	専門知識を持つ者の育成	28	専門学校等の学生・講師を対象とした研修会の実施	広島市 内容: ・専門学校のインターンシップの受け入れ
		29	専門学校等における動物の適正飼養指導	なし 内容:
専門知識等を持つ人材の活用	30	人材情報を関係者間で共有する仕組みの構成	広島市 内容: ・しつけ方教室及び猫の飼い方教室において、専門知識を有する者に講師を依頼	
調査研究の推進	31	行政、県獣医師会等関係団体、研究機関との連携強化	人と動物の共通感染症に関する調査・研究・施策反映 獣医師会 内容: ・SFTS検査実施	
	32	研究目録の作成	過去の調査研究の取りまとめ 広島県 内容: ・取りまとめ、所の業務概要に掲載	

施策	分類	担 当	実施主体	取組内容
マイクロチップの装着等所有者明示措置の推進	33	一般飼養者のマイクロチップ装着の徹底	県・3市(3/4) 市町(2/20) 獣医師会	内容: ・談話講習会での説明、譲渡動物へのマイクロチップ装着 ・各講習会での周知 ・リーフレット配布、ポスター掲示、広報紙・ホームページに掲載 ・動物病院での普及啓発を実施 等
		マイクロチップリーダーの配備	広島県 広島市 呉市 福山市 廿日市市 海田町 熊野町 安芸高田市 北広島町 三原市 世羅町 尾道市 府中市 神石高原町 獣医師会	内容: 配備場所: 動物舎・受付、配布台数: 3 台 内容: 猫舎、処置室及び病理室に計3台配備 配備場所: 猫舎・処置室・病理室、配布台数: 3 台 内容: 動物愛護センター、保健所への配備 配備場所:、配布台数: 2 台 内容: 配備場所: 福山市動物愛護センター、配布台数: 2 台 内容: 配備済み 内容: マイクロチップリーダーを配備(野良犬野良猫対策事業補助金利用) 配備場所: 本庁舎、配布台数: 2 台 内容: 配備場所: 庁舎(熊野町生活環境課)、配布台数: 1 台 内容: 配備場所: 安芸高田市役所、配布台数: 4 台 内容: 令和3年、令和4年度に野良犬・野良猫対策事業補助金を活用し、マイクロチップリーダーを計2台購入。令和5年度も購入予定。 配備場所: 芸北支所・本庁、配布台数: 2 台 内容: 配備場所: 三原市生活環境課、配布台数: 1 台 内容: 令和4年12月12日購入 配備場所: 町民課環境整備係、配布台数: 1 台 内容: 配備場所: 環境政策課、配布台数: 1 台 内容: 配備場所: 府中市役所市民課、配布台数: 1 台 内容: マイクロチップリーダーを新規に購入 配備場所: 神石高原町役場本庁 健康衛生課、配布台数: 1 台 内容: 配備場所: 動物病院、配布台数: 165 台
	34	搬入された犬猫における所有者情報(マイクロチップ等)の確認	広島県	内容: 検査頭数: 1,273 頭(うち陽性頭数: 1 頭)
			広島市	内容: 地域猫1,404頭+飼い主不明犬49頭+飼い主不明猫199頭 検査頭数: 1,652 頭(うち陽性頭数: 2 頭)
			呉市	内容: 検査頭数: 105 頭(うち陽性頭数: 0 頭)
			福山市	内容: 検査頭数: 509 頭(うち陽性頭数: 3 頭)
	35		広島県	内容: 検査頭数: 1,273 頭(うち陽性頭数: 1 頭)
			広島市	内容: 地域猫1,404頭+飼い主不明犬49頭+飼い主不明猫199頭 検査頭数: 1,652 頭(うち陽性頭数: 2 頭)
			呉市	内容: 検査頭数: 105 頭(うち陽性頭数: 0 頭)
			福山市	内容: 検査頭数: 509 頭(うち陽性頭数: 3 頭)

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
犬及び猫の引取り頭数の削減	36	野良犬の収容頭数削減対策	県・3市(4/4) 市町(1/20・府中市) 推進員連絡会議	内容: ・苦情相談対応時、飼養者に対する指導、譲渡講習会等での啓発 ・ホームページにて、放し飼いの禁止や遺棄禁止について周知 ・過去の苦情や収容場所により、重点取組地点を設 ・チラシの作成、配布 ・狂犬病予防集合注射を実施する前に、注射の日程に加えて「野良犬にエサをやらない、飼いは生涯責 任を 持つて飼う」旨を記載したチラシを市内全世帯に回覧 ・町内会から依頼があればチラシを作成し回覧 ・野良が産んだ子犬を保護し、里親募集(相談があれば成犬捕獲も対応) 等
		野良猫の収容頭数削減対策	県・3市(4/4) 市町(1/20・江田島市) 推進員連絡会議	内容: ・苦情相談対応時、地域猫活動の推進、譲渡講習会等での啓発 ・ホームページにて、地域猫や猫の適正飼養、遺棄禁止について周知 ・複数回の持ち込みや、苦情対応を行った餌やり者をリスト化し、重点的に現地確認を実施 ・チラシの作成、配布 ・苦情対応を行った餌やり者を訪問し、現地確認を行い指導 ・成猫子猫保護多数、里親募集 ・地域猫活動支援、TNR活動依頼対応 等
	37	地域における野良犬(野良猫)対策協議会の設置(支援)	庄原市 推進員連絡会議	内容: ・野良猫の不妊・去勢手術費用補助 ・一部支援
	38	野良犬野良猫を生み出さないための県民の取組支援	広島県 東広島市 推進員連絡会議	内容: ・「広島県地域猫活動ガイドライン」にした地域猫活動への協力と対象の猫への不妊去勢手術助成 ・地域において、自治会と協力して大型サークルを設置 ・相談があれば対応
	39	引き取る犬猫に関する情報収集の強化(協力)	県・3市(2/4) 市町(2/20)	内容: ・引取り依頼相談時に飼い主がいないことの確認、すみか及び餌やりの情報等聴取 ・相談時に情報収集 ・引取りの相談を受けた際、場所や所有者の有無、引き取りを依頼するに至った経緯について情報収集
	40	飼い主のいない猫の支援活動の推進(地域猫活動、TNR活動等)	広島県動物愛護センター	助成内容: ■無料で手術 □定額補助 □その他() 助成開始年月日: 平成28年4月1日 R4年度実績: 地域猫活動の協力要請があった地域について48箇所承認(904頭手術実施)
			広島市動物愛護センター	助成内容: ■無料で手術 □定額補助 □その他() 助成開始年月日: センターでの手術:平成29年3月1日 獣医師会委託手術:令和4年6月1日 R4年度実績: センターでの手術頭数1,404頭、委託手術頭数230頭
			呉市動物愛護センター	助成内容: ■無料で手術 □定額補助 □その他() 助成開始年月日: 平成28年4月1日 R4年度実績: 282頭
			福山市動物愛護センター	助成内容: ■無料で手術 □定額補助 □その他() 助成開始年月日: 平成26年7月23日 R4年度実績: 117頭
			井口市市	助成内容: □無料で手術 ■定額補助 □その他() 助成開始年月日: 平成28年3月1日 R4年度実績: 90頭
			府中町	助成内容: □無料で手術 □定額補助 ■その他(不妊去勢手術費1頭当たり上限額25,000円) 助成開始年月日: 令和2年4月1日(府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金) R4年度実績: 16頭
			府中町	助成内容: □無料で手術 □定額補助 ■その他(地域猫活動(団体1団体につき上限額100,000円)) 助成開始年月日: 平成30年4月1日(府中町地域猫活動(団体補助金)) R4年度実績: 5団体
			安芸太田町	助成内容: ■無料で手術 □定額補助 □その他() 助成開始年月日: 令和2年9月10日 R4年度実績: オス16頭、メス19頭(計35頭)
			江田島市	助成内容: □無料で手術 □定額補助 ■その他(保護器の貸与) 助成開始年月日: R4年度実績:
東広島市			助成内容: □無料で手術 □定額補助 ■その他(地域猫活動に要する経費補助) 助成開始年月日: 令和3年4月1日 R4年度実績: 申請5件	
庄原市	助成内容: □無料で手術 ■定額補助 □その他() 助成開始年月日: 令和3年9月 R4年度実績: 去勢手術30件、不妊手術58件			
41	広島県動物愛護推進員連絡会議	助成内容: □無料で手術 □定額補助 ■その他(依頼者負担にて不妊去勢手術10,000円以上) 助成開始年月日: R4年度実績: 複数の推進員が各自取り組んでいる。		

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
飼い犬及び飼い猫の引き取り頭数の削減	42	安易な飼養防止の普及啓発	県・3市(4/4) 市町(6/20) 推進員連絡会議	内容: ・演説講習会(飼い始める前に) ・HPにて、「ペットを飼う前にもう一度よく考えてください」のページを公開し、啓発 ・犬・猫の譲渡時に終生飼養することが可能かの確認 ・演説講習会、しつけ方教室等で説明 ・ホームページで啓発(ペットを飼うときのお願い) ・猫の多頭飼育者、野良猫への餌やりに対する指導 ・チラシの配布 ・引取り希望相談者について個別対応 等
		43	終生飼養の徹底	広島県動物愛護センター
	広島市動物愛護センター		内容: HPにて、「終生飼養することが原則」のページを公開し、啓発を行った。 引き取り拒否件数: 犬(不明)件 猫(不明)件	
	呉市動物愛護センター		内容: 市政だより「犬・猫の飼育に関するルールとマナー」で広報、犬・猫の譲渡時に終生飼養の指導、所有権放棄の相談時に飼い主の責務として終生飼養の指導 引き取り拒否件数: 犬(6)件 猫(1)件	
	福山市動物愛護センター		内容: 演説講習会、しつけ方教室等で説明 引き取り拒否件数: 犬()件 猫()件	
	大竹市		内容: 市のホームページに掲載	
	府中町		内容: ホームページで啓発(ペットを飼うときのお願い、動物の虐待・遺棄は犯罪です!)。広報紙に記事を掲載	
	安芸高田市		内容: 猫の多頭飼育者、野良猫への餌やりに対する指導 動物遺棄禁止の市内放送・通知広報、チラシの配布	
	竹原市		内容: 各種広報等。	
	東広島市		内容: 窓口で啓発チラシ配布。	
	府中市		内容: 新規登録の際、飼い主に生涯責任を持って飼育のチラシを配布している。	
	神石高原町	内容: 引取り希望相談者について個別対応。		
	広島県動物愛護推進員連絡会議	内容: 啓発パンフの配布、相談対応		
	44	所有者のいる犬猫の適切な繁殖制限措置の推進	呉市動物愛護センター	助成対象: □飼い犬 ■飼い猫 助成開始年月日: 平成7年11月1日 R4年度実績: 183頭
		神石高原町	助成対象: ■飼い犬 ■飼い猫 助成開始年月日: 平成25年4月1日 R4年度実績: 犬10匹、猫48匹	
犬の登録・狂犬病予防注射の促進	45	集合注射	3市(3/3) 市町(20/20)	実施日数: 1~22日 登録手数料: 3,000円 注射済票交付手数料: 550~620円 注射会場数: 4~21(か)所 注射料金: 2,500~2,550円
	46	臨時の集合注射(4~6月以外)	市町(2/20)	内容: ・実施できなかった1か所を別日に実施 ・秋季集合注射の実施(10月30日、11月6日:実施日数2日/注射会場24か所)
	47	注射済証と注射済票交換の啓発	県・3市(4/4) 市町(8/20) 獣医師会	内容: ・演説講習会での啓発 ・ボランティア大学生と共同作成したチラシの配布 ・市政だより、ホームページに掲載 ・予防接種時期における案内ハガキでの啓発 ・SNS配信、町内会回覧 ・集合注射の案内に記載 ・動物病院で実施 等

施策	分類	取組	実施主体	取組内容
犬猫の返還・譲渡促進	元の所有者等への返還 所有者等への返還	ホームページ情報の充実	広島県	内容：動物及び収容情報の掲載 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			広島市	内容：HPにて、センターで収容した飼い主不明犬の情報を公開した。 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			呉市	内容：動物の性格、特徴、収容場所等の詳細を記載している。 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			福山市	内容：センターに収容され7日間ホームページにて掲載 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			安芸高田市	内容：ホームページではないが、市内HP告知端末への掲示 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			北広島町	内容：HPへの掲載は行っていないが、きたひろ情報アプリにて迷い犬猫の情報を掲載。 写真の掲載： <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
			三次市	内容：警察署と連携し、迷い犬・猫の情報があれば写真を取りに行き、聞き取った特徴とあわせてHPに掲載している。 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			推進員連絡会議	内容：動物愛護推進員が参加している団体のホームページにて迷子犬猫の情報多数 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	犬及び猫の譲渡の促進	ボランティア等との連携	県・3市(2/4) 推進員連絡会議	内容： ・必要に感じた情報提供、SNS、ポスティング ・要望があれば、市民が作成した迷子犬猫のチラシを掲載 等
			譲渡制度の見直し	県・3市(2/4) 市町(1/20)
		関係団体との連携拡大	推進員連絡会議	内容： ・動物推進員グループLINEの発足
		ホームページの譲渡情報の充実	広島県	内容：動物情報を詳細に記載 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			広島市	内容：性格等の情報を含め、多くの情報を盛り込んだ。 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			呉市	内容：譲渡対象犬猫の特徴、性格等の掲載 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
			福山市	内容：譲渡対象になり次第ホームページに写真入りで掲載 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
東広島市	内容：ボランティアと市が共催している譲渡会の情報をホームページ上で掲載 写真の掲載： <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし			
推進員連絡会議	内容：動物愛護推進員が参加している団体又は個人の、ホームページ、SNSにて譲渡犬猫の情報多数 写真の掲載： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
譲渡制度及び譲渡動物の情報発信の強化	県・3市(4/4) 推進員連絡会議	内容： ・県、広島市、福山市、呉市の譲渡情報を相互リンク ・HPや市民と市政で譲渡会等について広報を実施 ・ホームページへの掲載、市広報で周知、SNSを利用した情報発信 等		
動物の健康・安全の確保	動物の遺棄・虐待防止	県・3市(4/4) 市町(13/20) 推進員連絡会議	内容： ・遺棄や虐待の疑いのある事案について、警察と協議 ・HPにて、遺棄の禁止や終生飼養について周知 ・動物愛護センター内及び野外看板に動物の遺棄虐待防止のポスター掲示 ・市広報、市ホームページで周知 ・ポスター掲示、チラシ配布 ・町民から苦情や通報があれば、現場確認ののち指導 等	
		調査・指導の徹底	県・3市(3/4) 市町(4/20)	内容： ・苦情対応時の聞き取り ・電話情報により現地訪問し、調査・確認・指導 ・取扱業監視、苦情対応時に調査指導を実施 ・広島県動物愛護センターの指導に同行 等

施策	分類	原組	実施主体	取組内容
周辺生活環境の保全と動物による危害防止	地域ルール遵守の指導・啓発	犬の適正飼養の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(16/20) 推進員連絡会議	内容: ・苦情相談対応時、飼養者に対しての指導 ・譲渡講習会等での啓発 ・HPやチラシでの適正飼養の周知 ・しつけ教室の開催及び指導依頼に基づく指導 ・市政だより「犬・猫の飼育に関するルールとマナー」による指導 ・動物愛護センターのホームページによる指導 ・電話や現地訪問による指導 ・譲渡講習会、しつけ教室、苦情対応時等に周知 ・市のホームページへ掲載 ・苦情のあった飼い主に対して犬の適正飼養について指導 ・犬の鳴き声の苦情や犬のフンの処理について飼い主に注意 ・犬の係留違反、無駄吠え等に関する指導 ・防災無線で適切な飼育について協力の呼びかけ ・動物愛護センターと合同で飼養者等を指導 ・町内告知端末を利用した周知・啓発 ・各種イベントにてパンフ・ポスターの配布、相談対応 等
		猫の適正飼養の指導・啓発	県・3市(4/4) 市町(16/20) 推進員連絡会議	内容: ・苦情相談対応時、飼養者に対しての指導 ・譲渡講習会等での啓発 ・HPやチラシでの適正飼養の周知 ・しつけ教室の開催及び指導依頼に基づく指導 ・市政だより「犬・猫の飼育に関するルールとマナー」による指導 ・動物愛護センターのホームページによる指導 ・電話や現地訪問による指導 ・譲渡時、苦情対応時に周知 ・市のホームページへ掲載 ・苦情のあった飼い主に対して猫の適正飼養について指導 ・放し飼いの猫のフンや地域猫活動の餌やりについて飼い主に注意 ・県の動物愛護センターと連携して相談事案発生後の訪問指導を実施 ・猫の多頭飼育者、野良猫への餌やりに対する指導 ・防災無線で適切な飼育について協力の呼びかけ ・チラシ回覧、啓発看板等の貸し出し ・相談者に対して動物愛護センターと合同で個別指導 ・各種イベントにてパンフ・ポスターの配布、相談対応 等
		無責任な餌やり行為防止の強化	県・3市(4/4) 市町(14/20) 推進員連絡会議	内容: ・苦情相談対応や引渡し、保護作業の際に情報を収集し、指導 ・HPやチラシでの適正飼養の周知及び指導依頼に基づく指導 ・市政だより「犬・猫の飼育に関するルールとマナー」による指導 ・動物愛護センターのホームページによる指導 ・電話や現地訪問による指導 ・チラシの作成、配布 ・市のホームページへ掲載 ・野良猫に無責任な餌やりをしている人への注意 ・町民から苦情や通報があれば、現場確認ののち指導 ・窓口で啓発チラシの配布 ・広島県動物愛護センターと合同で個別指導 ・町独自のチラシを配布 ・希望者に啓発看板の貸し出し 等
	大咬傷事故未然防止の徹底	テキストの作成・活用	県・3市(2/4)	内容: ・リーフレット(道で知らない犬に出会ったら)を野犬の多い市町について配布 ・当市で作成した「犬の飼い方ハンドブック」の配布 等
	特定動物の飼い主の社会的責任の遵守	特定動物の飼い主責任の周知徹底	県・3市(3/4)	内容: ・マイクロチップによる所有者明示の指導 ・定期監視時に徹底指導 等
	特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底	特定動物飼養許可施設の定期的監視の実施	広島県	内容:施設数(13 件)、立入件数(4 件)、指導件数(0 件)
			広島市	内容:施設数(14 件)、立入件数(0 件)、指導件数(0 件)
			呉市	内容:施設数(1 件)、立入件数(2 件)、指導件数(0 件)
			福山市	内容:施設数(3 件)、立入件数(2 件)、指導件数(0 件)
	狂犬病対応マニュアルの活用	狂犬病対応マニュアルの改正	なし	内容:
狂犬病の発生及び蔓延防止		県・3市(1/4) 市町(3/20) 保健所(2/7)	内容: ・狂犬病注射事業の実施、指導 ・狂犬病予防注射未接種の犬の飼い主に対して、2回の催告を実施 ・広報、ホームページ等で狂犬病予防注射を受けるよう推進 ・本庁・支所担当者会議で周知 ・狂犬病予防担当者会議への出席 等	
人と動物の共通感染症防止	普及啓発資料の作成・活用	県・3市(2/4) 市町(2/20) 獣医師会 推進員連絡会議	内容: ・譲渡講習会テキストでの説明 ・SITsに対する注意喚起をHP及び地域猫活動者に周知 ・動物由来感染症パンフレットの配布 ・環境省作成のパンフレット「動物由来感染症ハンドブック2022」を窓口で配布 ・広島県から提供されるポスター、ハンドブックを活用 ・SITsへの取り組み 等	

種別	分類	取組内容	実施主体	取組内容
動物取扱業者の適正化	動物取扱業者への監視指導の強化	65 動物取扱業者への監視指導の実施	県・3市(1/4)	内容:
		66 動物取扱業のさらなる適正化と動物の不適正な取り扱いへの対応強化	県・3市(2/4)	内容: ・新規・更新検査時、定期・臨時監視時の指導 ・動物愛護管理法改正に係る説明会を実施(2回) ・動物取扱業の監視を実施(85件)等
		67 販売される犬猫のマイクロチップ装着の確認	なし	内容: 立入件数()件, 読取件数()件, 指導件数()件
	飼育者の責務に関する説明の徹底	68 動物取扱業者による購入者等への説明の徹底	県・3市(4/4)	内容: ・動物取扱業の監視及び動物取扱責任者研修において指導及び説明 ・登録、更新及び苦情調査の際に指導 ・研修会、説明会、新規・更新検査時、定期・臨時監視時の指導 ・動物愛護管理法改正に係る説明会を実施(2回) ・動物取扱業の監視を実施(85件)等
		69 マイクロチップ登録制度についての購入者への説明	呉市	内容: ・研修会、説明会、新規・更新検査時、定期・臨時監視時の指導
	動物取扱責任者研修内容の充実	70 動物取扱責任者研修内容の充実	広島県	開催日: 令和4年8月22日、8月25日、8月26日、8月29日、8月30日、9月7日、令和5年2月28日、3月11日 開催回数: 8回 受講者数: 330名 講師: 当所職員 内容: 改正動物愛護管理法等について
			広島市	開催日: YouTube上で研修動画を公開 開催回数: 1回 再生回数: 1047回 講師: 内容: 法改正の内容について(責任者要件や員数規定、飼育スペース等について)
			福山市	開催日: 動物愛護管理法改正に係る説明会を実施(2回) 開催回数: 2回 受講者数: 8名 講師: 動物愛護センター獣医師 内容: 動物愛護管理法改正の要点を説明
	業界全体の資質向上	71 業界全体の資質向上への協力	なし	内容:
	実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進	72 実験動物施設への普及啓発	実験動物施設へのアンケート等による飼養状況等の把握	なし
73 「3Rの原則」及び実験動物の飼養保管等基幹の普及啓発			なし	内容:
74 畜産業者等への指導		アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の普及・啓発	なし	内容:
その他	75	法改正説明会関係	東部保健所	内容: ・法改正説明会への参加と意見提出。 ・マイクロチップの装着等の義務化に係る自治体向け説明会の市町への周知。
		76 狂犬病予防正時会議への出席	東部保健所	内容: ・法改正に係る各市町の犬等の登録システム等について準備状況、特例制度への参加等について聞き取り

(2) 令和4年度動物愛護管理実績

① 犬・猫の引取り及び処分の状況

令和4年度

自治体名	保護	引渡	所有権放棄	計	令和元年度比(%)	返還		譲渡		安楽死処分頭数 (環境省分類)					
						個人	団体	個人	団体	計	①	②	③		
広島県	犬	178	752	59	989	65.5	37	181	682	863	18	38	0	35	73
	ねこ	/	127	157	284	27.9	1	56	196	252	20	6	0	6	12
	計	178	879	216	1,273	50.3	38	237	878	1,115	19	44	0	41	85
広島市	犬	20	24	3	47	46.5	24	11	16	27	23	0	0	2	2
	ねこ	/	121	9	130	62.5	1	45	113	158	35	20	0	20	40
	計	20	145	12	177	57.3	25	56	129	185	32	20	0	22	42
呉市	犬	34	71	2	107	56.9	14	32	44	76	30	0	0	1	1
	ねこ	/	22	0	22	32	2	1	19	20	5	0	0	0	0
	計	34	93	2	129	14.8	16	33	63	96	26	0	0	1	1
福山市	犬	29	363	12	404	102.8	46	84	240	324	21	2	0	7	9
	ねこ	/	117	7	124	20.3	1	52	53	105	42	0	0	13	13
	計	29	480	19	528	52.6	47	136	293	429	26	2	0	20	22
合計	犬	261	1,210	76	1,547	70.5	121	308	982	1,290	20	40	0	45	85
	ねこ	/	387	173	560	22.2	5	154	381	535	28	26	0	39	65
	計	261	1,597	249	2,107	44.7	126	462	1,363	1,825	22	66	0	84	150

※ 環境省事務提要の記入要領に準じて記入

安楽死処分頭数の環境省分類

① 譲渡することが適切ではない(治療見込みがない病気や攻撃性がある等)

② ①以外の殺処分

③ 引取後の死亡

②行方不明の届出件数等

(単位：件)

令和4年度

自治体名		届出件数	届出後の状況			
			発見			未発見
			飼い主※	警察	センター	
広島県	犬	71	33	4	1	33
	ねこ	157	64	0	0	93
広島市	犬	50	26	3	2	19
	ねこ	201	106	1	0	94
呉市	犬	29	16	1	1	11
	ねこ	50	23	0	2	25
福山市	犬	76	34	10	2	30
	ねこ	146	58	1	0	87
合計	犬	226	109	18	6	93
	ねこ	554	251	2	2	299

※警察及びセンターで保護されたことにより発見したもの以外

(注)未発見件数には発見の報告のないものも含まれる

③犬による咬傷事故の件数及び状況

区分	咬傷事故の総件数	咬傷大数の登録状況等		被害者数				咬傷事故発生時ににおける被害者の状況				咬傷事故発生後の犬の状況				令和4年度咬傷事故発生場所																
		人以外の動物の件数の咬	咬傷大数		死亡		その他		配養・訪問等の概	通行中	遊戯中	その他	捕獲	引取り	飼養継続	遊走	その他	大倉等の周辺	公共の場所	その他												
			飼い主不明	野犬	飼い主・家族	人以外の動物	飼い主・家族	計													犬を手にけい部中	けい部して運動中	けい部しよごした	犬に手を出した								
自治体名																																
広島県	51	42	2	2	5	0	0	0	8	43	0	51	11	16	6	5	13	14	1	9	20	1	6	4	6	37	3	1	17	30	4	
広島市	35	31	4	0	0	0	0	1	34	0	35	0	22	6	0	7	9	1	5	15	0	5	0	0	0	0	35	0	0	12	20	3
呉市	7	6	0	1	0	0	0	0	7	0	7	0	3	1	0	3	0	0	0	1	4	2	0	0	0	2	4	1	0	0	6	1
福山市	19	13	3	3	0	0	0	2	16	0	19	4	8	1	0	6	1	2	3	9	0	4	0	1	0	1	16	0	2	4	13	2
合計	112	92	9	6	5	0	0	11	100	0	112	15	49	14	5	29	24	4	18	48	3	15	4	9	4	92	4	3	33	69	10	

※1頭が複数の事故を起こしている事例や複数頭が1つの事故を起こしている事例があるため、咬傷事故件数や咬傷事故頭数等の合計は合致しない。

※環境省事務要の記入要領に準じて記入

令和4年度

④ 特定（危険）動物の許可状況

自治体名	総計			哺乳綱						鳥綱					爬虫綱															
	計	哺乳綱	爬虫綱	食肉目			霊長目			ひくいの目	たか目		かめ目	とがげ目						むじ目										
				頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所		頭数	箇所		頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所							
広島県	13	2	1	0	0	11	11	0	0	0	0	0	たか目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
													ひくい科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	14	118	6	91	0	12	27	0	0	0	0	0	たか目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
													ひくい科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉市	1	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	たか目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													ひくい科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	3	39	2	32	1	2	5	0	16	2	0	0	たか目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													ひくい科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	31	171	10	124	1	26	45	0	75	3	5	0	たか目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
													ひくい科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 計の箇所は実数を示しているため、各分類ごとに(哺乳綱・鳥綱・爬虫綱)の箇所数の合計とは一致しない。
 ※ 環境省事務課要の記入要領に準じて記入

⑤動物取扱業の登録及び立入状況

令和4年度

自治体名	第一種動物取扱業 総事業所数	第一種動物取扱業者登録業種内訳							業種別 内訳計	第二種動物取扱業 総事業所数	第二種動物取扱業者届出業種内訳					業種別 内訳計
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	照り あかせ ん業	観受 飼養業			譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
広島県	373	173	227	8	38	44	0	1	491	21	20	6	1	0	1	28
広島市	344	172	254	14	29	33	0	2	504	20	18	2	2	1	2	25
呉市	67	34	37	4	2	5	0	2	84	1	1	0	0	0	1	
福山市	188	95	109	3	14	13	0	0	234	5	3	1	0	0	1	5
合計	972	474	627	29	83	95	0	5	1,313	47	42	9	3	1	4	59

※ 環境省事務提要の記入要領に準じて記入

自治体名	第一種動物取扱業者							告発件 数(第 一 種 動 物 取 扱 業)	第二種動物取扱業者 (法第24条の4に基づく準用)				告発件 数(第 二 種 動 物 取 扱 業)
	法第23条 第1項・第 2項に基づ く勧告数	法第23 条第3項 に基づ く公表数	法第23 条第4項 に基づ く措置 命令数	法第24 条第1項 に基づ く立入 検査件 数	法第24 条第1項 に基づ く立入 検査件 数(施)	法第19 条に基づ く業 務停止 命令数	法第19 条に基づ く登 録取消 命令数		無登録 営業等	法第23条 第1項に基づ く勧告数	法第23条 第4項に基づ く措置命 令数	法第24 条第1項 に基づ く立入 検査件 数	
広島県	0	0	0	104	98	0	0	0	0	0	10	9	0
広島市	0	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0
呉市	0	0	0	44	34	0	0	0	0	0	0	0	0
福山市	0	0	0	87	87	0	0	0	0	0	1	1	0
合計	0	0	0	244	228	0	0	0	0	0	11	10	0

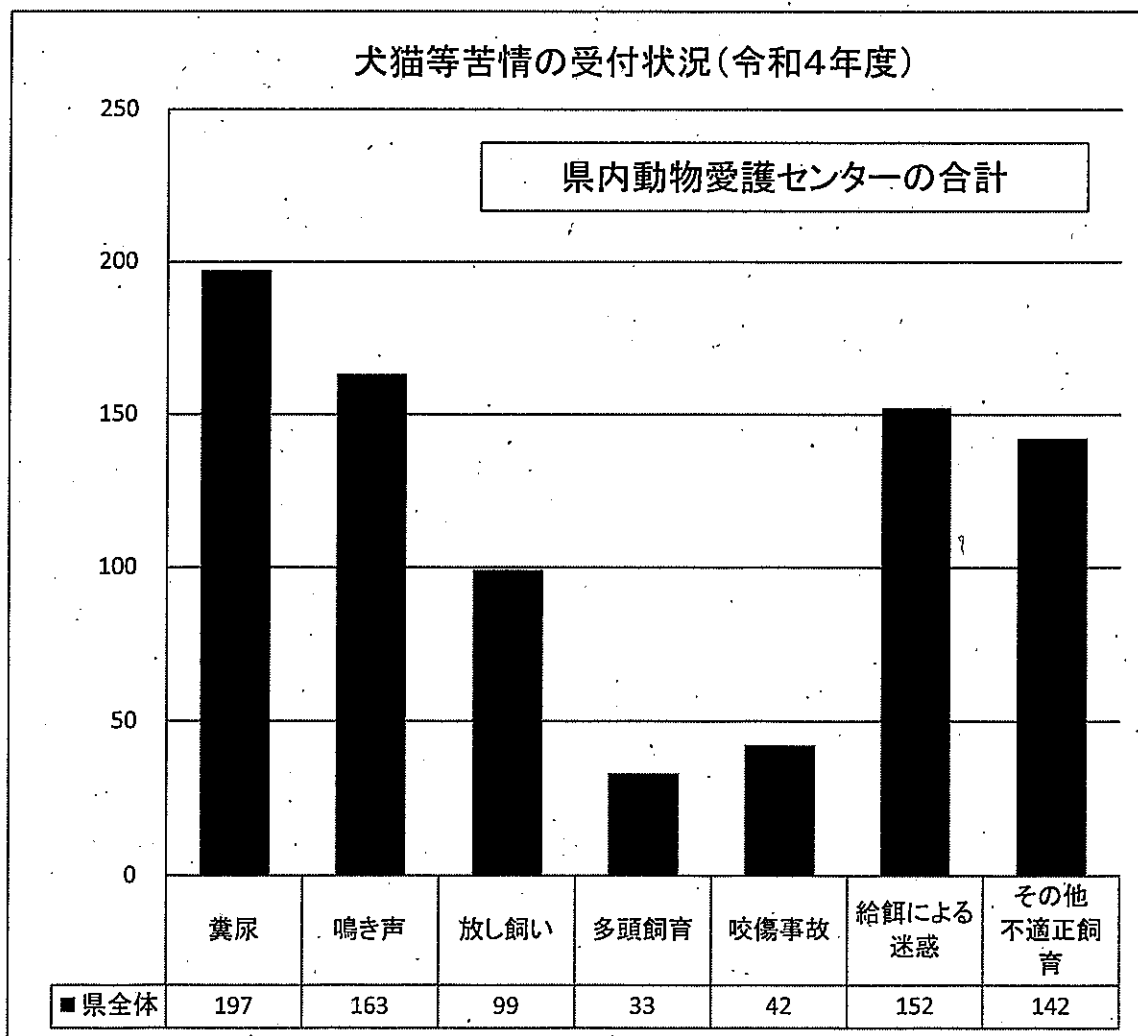
※ 環境省事務提要の記入要領に準じて記入

⑥ 犬・猫等の苦情件数集計表 (単位：件)

令和4年度

		糞尿	鳴き声	放し飼い	多頭飼育	咬傷事故	給餌による迷惑	その他不適正飼育	取扱業	合計
犬	広島県	6	24	25	2	14	13	16		100
	広島市	15	72	12	0	0	0	19		118
	呉市	3	9	5	0	7	0	6		30
	福山市	12	43	21	0	21	2	42		141
	県全体	36	148	63	2	42	15	83		339
猫	広島県	17	1	15	10	0	34	20		97
	広島市	54	5	5	2	0	37	7		110
	呉市	20	2	6	1	0	17	17		63
	福山市	65	0	10	18	0	48	6		147
	県全体	156	8	36	31	0	136	50		417
その他	広島県	2	1	0	0	0	1	2		6
	広島市	3	6	0	0	0	0	7		16
	呉市	0	0	0	0	0	0	0		0
	福山市	0	0	0	0	0	0	0		0
	県全体	5	7	0	0	0	1	9		22
計	広島県	25	26	40	12	14	48	38	18	203
	広島市	72	83	17	2	0	37	33	11	244
	呉市	23	11	11	1	7	17	23	0	93
	福山市	77	43	31	18	21	50	48	5	288
	県全体	197	163	99	33	42	152	142	34	828

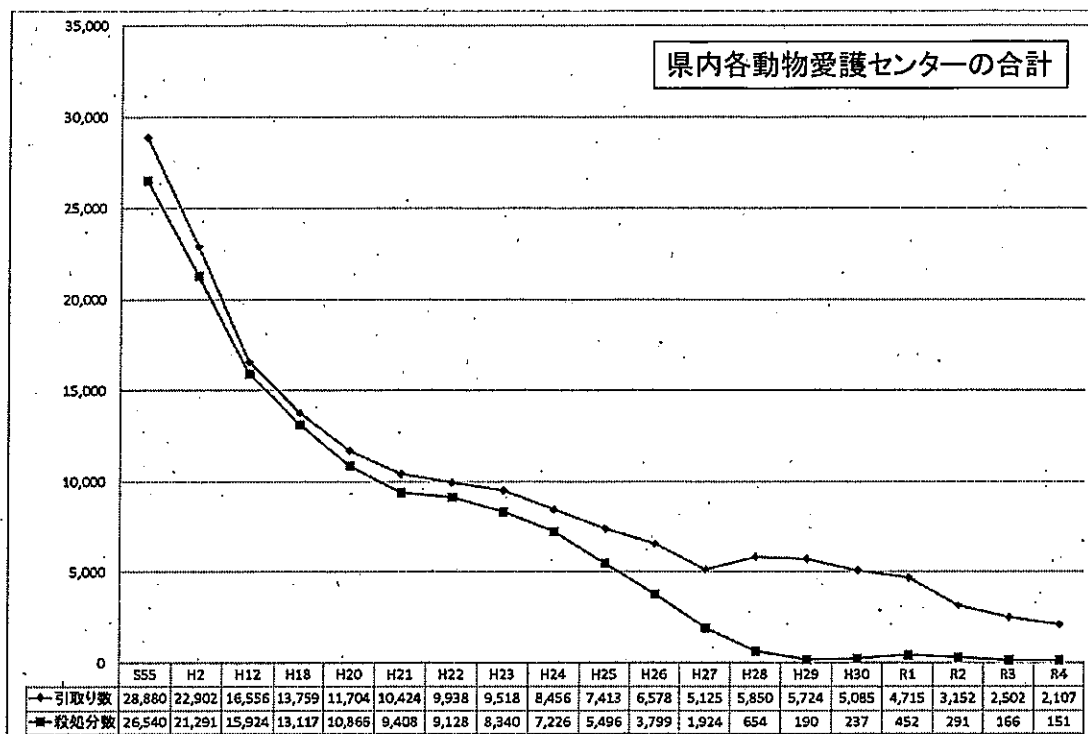
犬猫等苦情の受付状況(令和4年度)



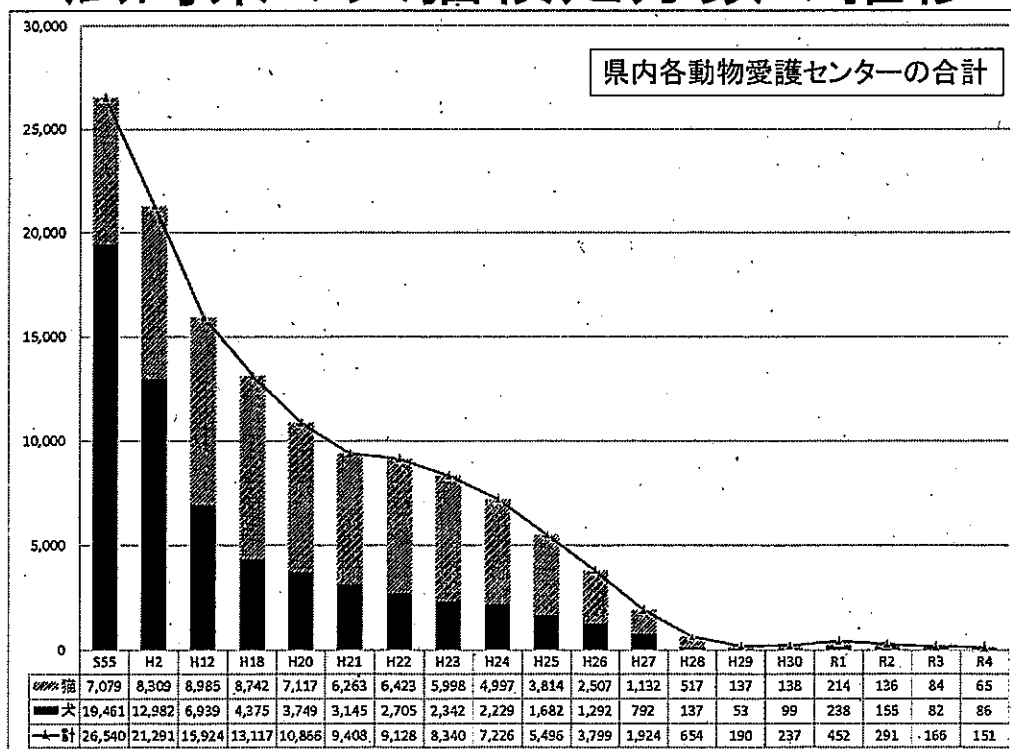
(3) 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射済票交付件数（令和4年度）

		登録頭数	登録申請数	予防注射済票交付件数	狂犬病予防注射接種率	
県計		49,595	4,020	36,665	73.9	
西部	西部計	7,543	830	6,081	80.6	
	大竹市	1,372	176	988	72.0	
	廿日市市	6,171	654	5,093	82.5	
	広島支所	広島計	8,138	574	6,301	77.4
		府中町	1,985	150	1,433	72.2
		海田町	1,114	81	1,014	91.0
		熊野町	1,254	67	984	78.5
		坂町	562	37	464	82.6
		安芸高田市	1,578	118	1,282	81.2
		安芸太田町	295	22	203	68.8
		北広島町	1,350	99	921	68.2
		呉支所	呉計	810	41	538
	江田島市		810	41	538	66.4
	西部東	西部東計	11,316	907	8,061	71.2
		竹原市	1,367	112	901	65.9
東広島市		9,597	777	7,001	72.9	
大崎上島町		352	18	159	45.2	
東部	東部計	12,223	819	8,170	66.8	
	三原市	4,880	299	3,287	67.4	
	世羅町	994	74	709	71.3	
	尾道市	6,349	446	4,174	65.7	
	福山支所	福山計	4,181	532	4,177	99.9
		府中市	1,749	104	1,474	84.3
		神石高原町	2,432	428	2,703	111.1
北部	北部計	5,384	317	3,337	62.0	
	三次市	3,253	211	1,998	61.4	
	庄原市	2,131	106	1,339	62.8	
政令市計		93,982	6,713	65,644	69.8	
	広島市	59,420	4,210	41,844	70.4	
	呉市	10,478	719	7,537	71.9	
	福山市	24,084	1,784	16,263	67.5	
総計		143,577	10,733	102,309	71.3	

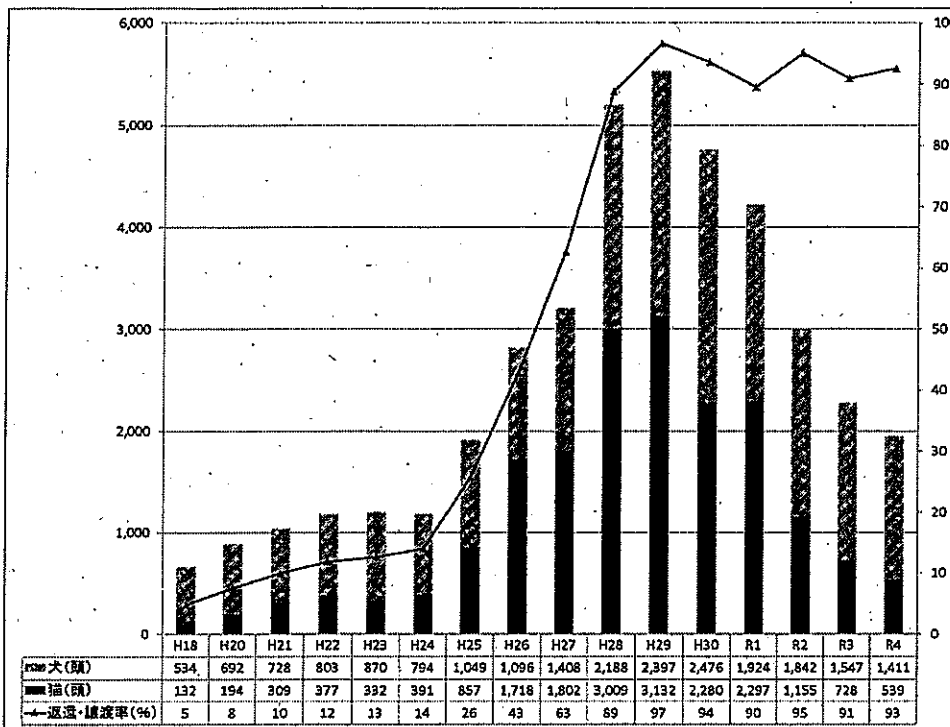
広島県の犬猫引取り数の推移



広島県の犬猫殺処分数の推移



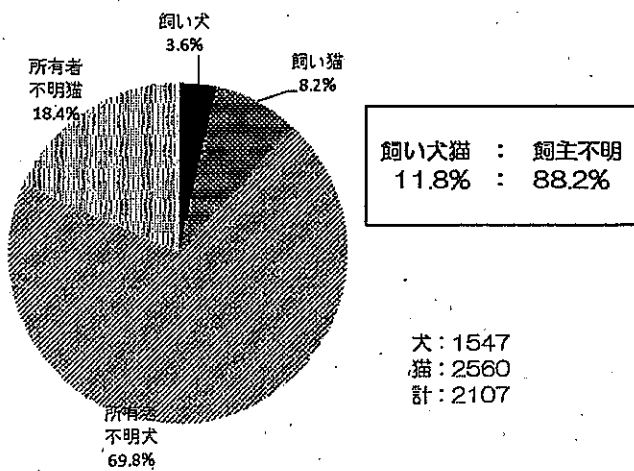
広島県の返還・譲渡数の推移



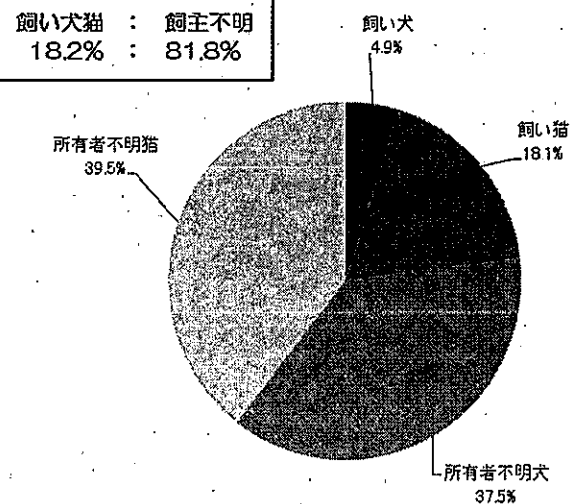
県内各動物愛護センターの合計

広島県の犬猫の引取り状況

広島県内合計 (R4)



全国 (R4)



動物愛護センターコンセプト

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2024年2月3日

新動物愛護センターの整備事業は、広島県の犬猫の保護引取等の現状と課題を踏まえた上で、次の5つのコンセプトを掲げ、進めてきています。令和5年8月にリニューアルオープンした動物愛護センターは、この5つのコンセプトの実現を目指し整備しました。

コンセプト

譲渡促進のための施設	負傷動物の治療、収容動物の健康管理とともに、人や環境などに馴れるよう一頭一頭に向き合いながら飼養管理することで譲渡を促進します。
命について学ぶ施設	幅広い年齢層を対象とした教室や研修会の開催などを通じて、「命の大切さ」を発信していく拠点とします。
人が集まる施設	動物愛護団体、ボランティア等をはじめ、周辺の民間企業とも連携して多様な行事・イベントを開催することにより、明るく楽しい雰囲気、多くの人に集まっていただける施設にします。
災害時に使用可能な施設	施設外周を逸走防止のフェンスで囲うとともに、動物の避難場所とできる芝生広場や研修室を備えるなど、災害時の動物救護活動の拠点としての機能を備えています。
人と動物の共通感染症対策に対応できる施設	狂犬病など「人と動物の共通感染症」に適切に対応できる機能を備えています。

動物愛護センターの基本データ

基本データ

所在地	広島県三原市本郷町上北方字用倉山11352番
建築工法	木造
面積	敷地面積(開発面積):約8,000㎡ 延床面積(車庫除く):約1,880㎡
収容頭数	犬(成体50 幼齢50) 猫(成体30 幼齢40)
供用開始	令和5年8月1日
建設運営方法	PFI(プライベート・ファイナンス・イニチアチフ)手法を導入(※)
契約事業者	広島未来動物共生(株)
事業内容	事業費(税込):約14億円 施設整備(設計・建設)、15年間の施設の維持管理・運営(※※) ※※譲渡業務の一部、イベント開催等

※PFI(プライベート・ファイナンス・イニチアチフ)

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

動物愛護センターの特徴

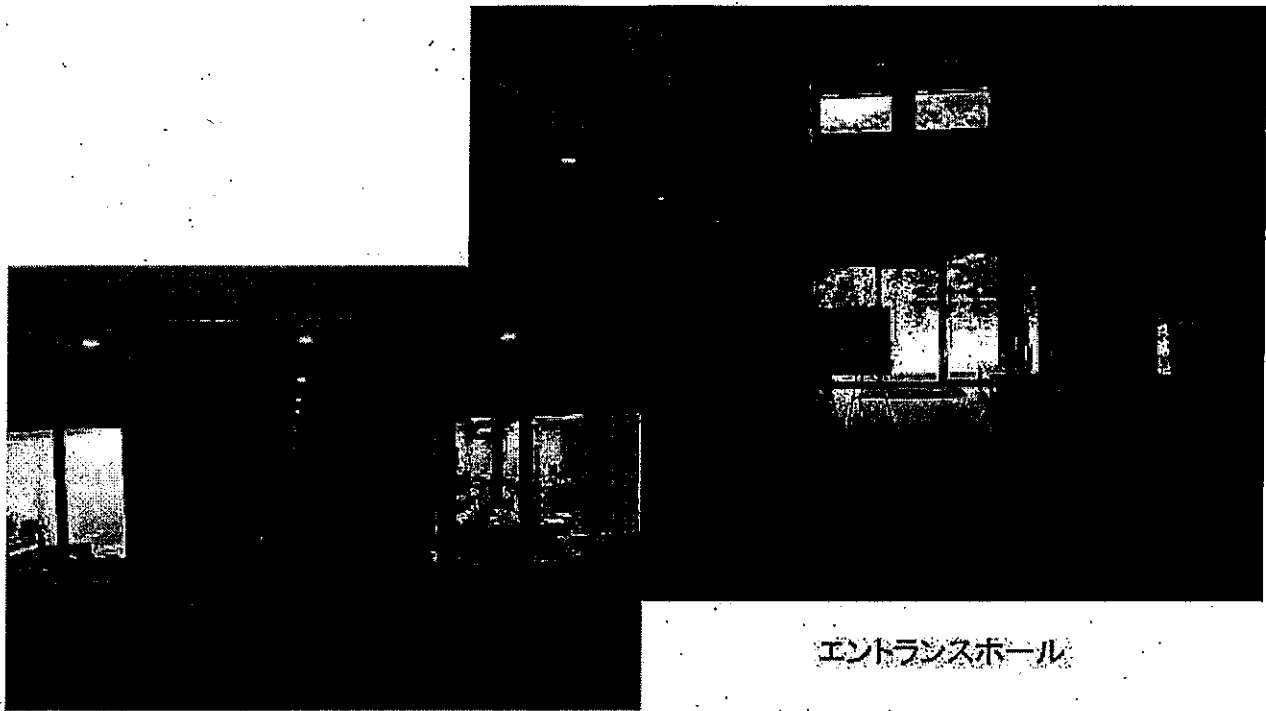
新しくなった動物愛護センターの概要

新しくなった施設の特徴として次の3点が挙げられます。(2)(3)については、本県の課題に対応するために備えた特徴です。

- (1)木造建てで温かみがあり動物福祉に配慮
- (2)動物愛護管理の普及啓発機能を強化
- (3)収容犬猫の譲渡機能を強化

(1)木造建てで温かみがあり動物福祉に配慮

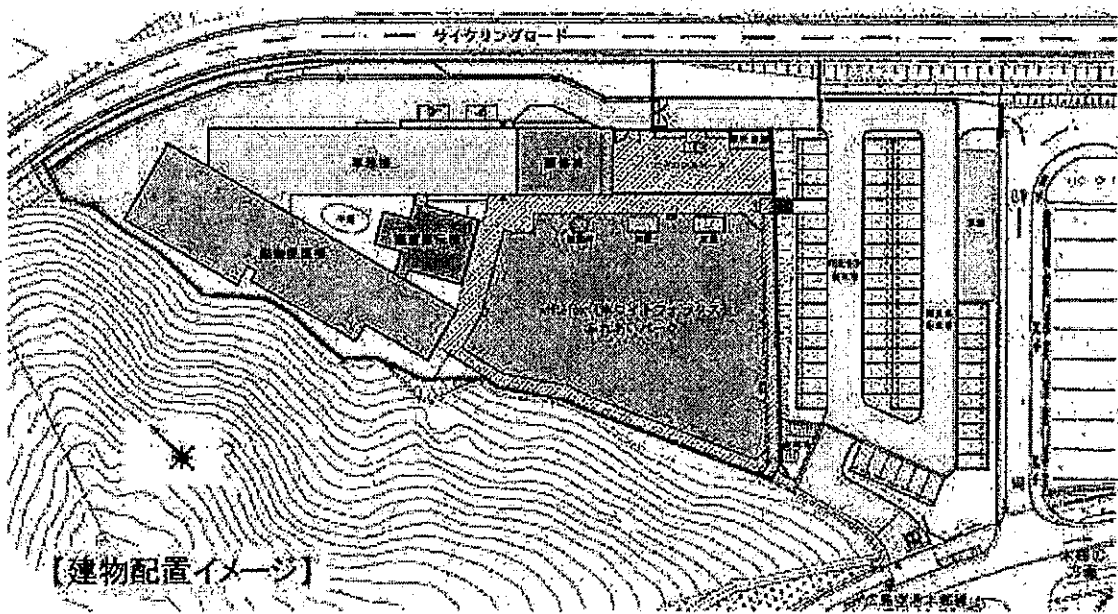
施設は、「森の中にたたずむ犬と猫の舎(イエ)」という基本理念に基づき設計されており、周辺の自然と調和した木造建築を採用することにより、動物愛護センターが冷たいコンクリートの収容施設というイメージを一掃し、温かみのある施設となっています。もちろん外見だけでなく、内部も動物福祉に配慮した動物にやさしい施設となっています。



エントランスホール

(2)動物愛護管理の普及啓発機能を強化

動物愛護の普及啓発事業を行う主な場所である「芝生広場」、「にぎわいスペース」、「研修室」を隣接させて一体的に使用することが可能な配置としています。



芝生広場はアジリティーやフリスビードッグの競技会が可能な十分な広さを確保しており、にぎわいスペースには車両が入ることができるのでキッチンカーを入れて譲渡会などのイベントを盛り上げることもできます。



BLUEV(ブルーヴ)研修室

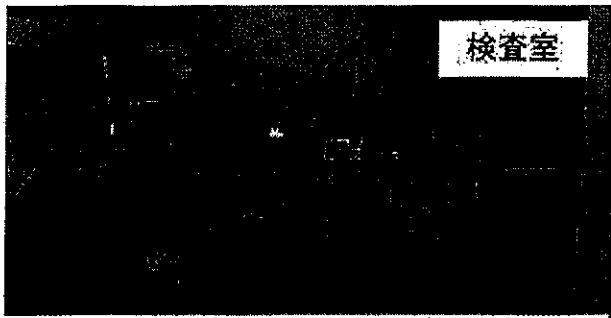
研修室は最大100名収容することができ、動物に配慮した床材を使用しているため、通常の会議や研修会だけではなく、犬のしつけ方教室や譲渡会など動物を入れて行う事業の開催にも配慮しています。

(3)収容犬猫の譲渡機能を強化

譲渡頭数を増やすためには、収容中の犬猫の健康管理や感染症を防止することが重要となりますので、健康管理・感染防止対策に係わる施設・設備を充実させています。例えば、

- 収容施設は個別収容とするとともに、運動スペースを含む十分な広さ（改正動物愛護管理法の基準に準拠）を確保
- 犬猫の収容から譲渡展示までの動線を考慮
- 獣医療のための施設・設備を充実

するなどしています。



検査室



処置室



手術室

また、新たな飼い主に譲渡動物の個々の魅力が伝わるよう譲渡関連施設を充実させています。例えば、

- 譲渡用の犬や猫とふれあうことができる犬猫別のふれあい室や中庭を設けており、安心してゆっくりとマッチングを行うことが可能
- 譲渡用の犬や猫のシャンプー等が可能なグルーミング室を設置

するなどしています。



アイデオー犬ふれあい室



アイデオー犬ふれあい室

ソフト面の変更

新しくなった動物愛護センターは普及啓発や譲渡を推進するための施設・設備を大幅に充実させていますが、更にソフト面においても大きな変更をしています。変更点は次のとおりです。

- ㊦ 土日・祝日の開館
- ① 譲渡業務の見直し
- ㊧ 特別イベントの拡充

㊦ 土日・祝日の開館

新しくなった動物愛護センターは、多くの方が来場しやすい土日・祝日を開館します。そして毎週末に官民連携で動物愛護の普及啓発や譲渡促進のためのイベントを開催します。毎週末のイベント開催は官民で分担し、土曜日は県、日曜・祝日は広島未来動物共生（株）が担当して実施します。

旧センター
(令和5年7月31日まで)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
開館	○	○	○	○	○	×	×
業務内容	動物管理業務 動物愛護業務					/	

新センター
(令和5年8月1日から)

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
開館	×	○	○	○	○	○	○
業務内容	動物管理業務 (犬猫の登録・引取り) 動物取扱業の登録等					動物愛護業務 (センター収容動物の 譲渡会、しつけ教室 等)	PR事業者による イベント (民間ボランティアによる 譲渡会、フリーマー ケット等)
						(犬猫の引取り等の受付はお休みします)	

※日曜日・祝日は県職員は出勤しません

なお、県は土曜日に譲渡・普及啓発業務を集中させ、これらに注力する一方で、平日は、野犬の保護や犬猫の引取業務、動物取扱業者の監視指導、飼い主の適正飼育指導等の動物管理業務を集中して実施します。

毎週末に行うレギュラーイベント

曜日	実施主体	内容
土曜日 ※9:30-16:00	県	譲渡会、動物ふれあい、施設見学会、 飼い主向けセミナー等
日曜日 祝日 ※10:00-15:00	広島未来動物共生(株)	動物愛護団体・個人ボランティア等民間 による譲渡会、関連グッズ販売、その他

※時間は変更になる場合がございます。

①譲渡業務の見直し

新らしくなった動物愛護センターでは、広島未来動物共生（株）が譲渡展示室の運営業務を担い、譲渡動物の飼養管理や情報発信などを行っています。

県の業務の一部を民間事業者が担うことにより、県は収容動物の健康管理や馴化（人馴れさせる）、社会化に注力することができるようになっています。

②特別イベントの拡充

毎週末に実施するレギュラーイベントより規模の大きなイベントを特別イベントと位置付け、県と広島未来動物共生（株）が分担して、年間を通じてコンスタントに開催します。

県の大きなイベントとしては、毎年、動物愛護週間に実施している「どうぶつ愛護のつどい」がありますので、これは継続し、加えて新たに「ワンヘルスイベント」、「ペット防災イベント」を開催します。

更に広島未来動物共生（株）の主催で年3回開催する予定としていますので、合計年6回の特別イベントを開催する予定です。

猫の保護(愛護)及び管理に関する条例、規則、要綱等の概要(環境省事務提要より抜粋)

令和5年4月1日現在

都道府県・市区町村名	条例等名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (令和4年度)	
安芸高田市(広島県)	安芸高田市猫被害軽減器貸出要綱 平成27年11月27日施行 令和元年8月15日改正施行 令和3年9月1日改正施行	市民に猫被害軽減器(超音波を発生させることにより、猫が忌避する効果を有する器具をいう。以下同じ。)を貸し出すことにより、市民の所有地又は借地に侵入する猫による糞尿等の被害の軽減を図ることを目的とする。	・猫被害軽減器の貸出し	・猫被害軽減器貸出申請書 貸出決定通知書 猫被害軽減器貸出簿 猫被害軽減器返却命令書	人口	約2.6万人
安芸高田市(広島県)	安芸高田市猫捕獲器貸出要綱 平成31年4月1日施行 令和2年6月1日改正施行 令和3年9月1日改正施行	飼養者の有無にかかわらず、猫が与える市民への生活衛生上の問題を未然に防ぐことを目的とした不妊手術又は去勢手術を行うための猫捕獲器の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。	・猫捕獲器の貸出し	・猫捕獲器貸出申請書 猫捕獲器貸出決定通知書 猫捕獲器貸出却下通知書 猫捕獲器貸出簿 猫捕獲器返却命令書	人口	約2.6万人
府中町(広島県)	府中町地域猫活動団体補助金交付要綱 平成30年2月13日 訓令第3号公布 平成30年2月13日 訓令第3号施行 令和4年1月4日 訓令第1号改正 令和4年4月1日 訓令第1号施行	町内で地域猫活動を行う団体に対し、予算の範囲内において府中町地域猫活動団体補助金を交付することについて、府中町補助金等交付規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。	・趣旨 ・補助対象団体 ・登録要件・手続き ・補助対象経費・金額 ・補助金交付手続き ・補助金交付決定の取消 ・補助金の返還	・団体登録申請書 ・団体登録承認通知書 ・団体登録不承認通知書 ・団体登録事項変更届出書 ・団体登録廃止届出書 ・団体登録取消通知書 ・補助金交付申請書 ・補助金交付決定通知書 ・補助金不交付決定通知書 ・補助金交付変更承認申請書(補助金額の変更) ・実績報告書 ・補助金交付額確定通知書 ・補助金交付請求書 ・概算払請求書 ・団体補助金取消通知書 差返還命令書	人口 地域猫活動団体数 不妊去勢手術費の補助	約5.2万人 5団体 2頭
府中町(広島県)	府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱 令和2年2月25日 訓令第3号公布 令和2年2月25日 訓令第3号施行 令和4年1月4日 訓令第1号改正 令和4年4月1日 訓令第1号施行	飼い主のいない猫の増加を抑制するため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を受けさせた者に対し、予算の範囲内において、府中町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金を交付することについて、府中町補助金等交付規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。	・趣旨 ・定義 ・補助対象者 ・補助対象経費・金額 ・補助金交付手続き ・補助金交付決定の取消等	・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更申請書 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金変更承認・不承認通知書 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金確定通知書 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付請求書 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書	不妊去勢手術費の補助	16頭
廿日市市(広島県)	廿日市市地域猫活動補助金交付要綱 平成28年3月1日告示 平成28年3月1日施行 (令和2年4月1日改正施行) (令和5年4月1日改正施行)	特定の飼い主がいない猫の繁殖を抑制し、市民の良好な生活環境を保持するため、町内会・自治会等が実施する地域猫活動に係る不妊去勢手術等に係る費用を支援する。	・主旨 ・定義 ・団体登録条件・手続き ・不妊去勢手術の実施 ・補助金交付申請 ・補助金交付決定	・団体登録関係書 ・補助金交付申請書 ・団体登録通知書 ・補助金交付決定書	人口 手術頭数	約11.6万人 90頭
東広島市(広島県)	東広島市地域猫活動補助金交付要綱 令和3年4月1日施行	地域猫活動を行う者に補助金を与えることにより活動を支援し、野良猫問題の解決を目指す。	・広島県動物愛護センター所長から地域猫活動に係る不妊去勢手術の支援の承認を受けている地域猫活動について、エサ代・消耗品等にかかる費用を補助する制度。(一つの団体について、1年度当たり交付する補助金の額は2万円を限度とし、かつ、通算して交付する補助金の額は5万円を限度とする。)	・補助金等交付決定通知書 ・補助金等額確定通知書 ・補助金等交付申請書 ・事業計画書 ・補助事業等実績報告書 ・事業実績書 ・補助金等(概算払・前金払)交付請求書 など	人口	約19万人
東広島市(広島県)	東広島市譲渡犬猫不妊去勢手術費補助金交付要綱 令和3年4月1日施行	特定の飼主がいない犬猫を保護し、新たな飼主に譲渡するために行う不妊去勢の手術に要する費用を補助することで、動物愛護を促進することを目的とする。	・補助金の交付条件 ・補助金の額 ・補助金の申請書類	・補助金等交付申請書 ・事業計画書 ・対象犬猫の全体写真 ・実績報告書 ・事業実績書 ・補助金等額確定通知書 ・補助金等(概算払・前金払)交付申請書 など	人口 手術頭数(猫)	約19万人 70頭

猫の保護(愛護)及び管理に関する条例、規則、要綱等の概要(環境省事務提要より抜粋)

令和5年4月1日現在

都道府県・市区町村名	条例等名 公布年月日 施行年月日 (改正等年月日)	目的(趣旨)	内容	様式	備考 (令和4年度)	
広島県	広島県動物愛護センター地域猫活動実施要綱 平成28年4月1日施行 令和3年9月30日改正	猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果がある地域猫活動を広く県内に浸透させるため、町内会・自治会等が実施する地域猫活動に協力することとし、そのために必要な事項を定める。	・目的 ・定義 ・市町との連携 ・実施地区の長が行う協力要請 ・動物愛護センターが行う協力の内容 ・実施地区の長が協力を受けるための条件 ・動物愛護推進員等との連携 ・市町への助言	・地域猫活動の協力要請について(依頼) ・地域猫活動構成員一覧表 ・管理している猫の一覧(兼不妊去勢手術実施台帳)	人口 手術頭数 (猫)	90.7万人 904頭
	広島県地域猫活動に係る不妊去勢手術実施要綱 平成28年4月1日施行 令和3年9月30日改正	猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果がある地域猫活動を広く県内に浸透させるため、町内会・自治会等が実施する地域猫活動に係る不妊去勢手術を支援することとし、そのために必要な事項を定める。	・目的 ・実施主体 ・実施条件 ・実施の手続き ・不妊去勢手術の実施方法 ・関係者の役割	・地域猫活動に係る不妊去勢手術支援承認申請書		
広島市	広島市地域猫活動支援事業実施要綱 平成29年3月策定 (令和5年2月28日改正)	動物の愛護及び管理に関する法律の理念に基づき、地域住民が野良猫と共生しながら、猫に関する地域の問題の解決を図る活動を支援するため、必要な事項を定めることを目的とし、人と猫の関係について共通の理解と認識のもとに、民間団体や行政と協働して不妊去勢手術を減らし、「人と猫が共生できるまちづくり」を進めることを目的とする。	・定義 ・地域猫活動の支援の対象 ・支援内容 ・支援申請・承認	・地域猫活動の支援申請書 ・地域猫活動の不妊去勢手術に関する同意書	人口 不妊去勢手術頭数	約118万人 1634頭
	広島市地域猫活動ガイドライン 平成29年2月策定 (令和5年5月一部改定)		・地域猫活動の内容 ・地域猫活動支援の流れ ・猫の適正飼育について			
	広島市地域猫活動に係る動物病院における不妊去勢手術実施要綱 (令和4年4月1日施行)	地域住民が、「広島市地域猫活動ガイドライン(平成29年2月策定)に基づいて実施する地域猫活動に係る動物病院における不妊去勢手術を支援することを目的とする。	・支援申請、審査、承認 ・不妊去勢手術の実施方法	・不妊去勢手術支援承認申請書 ・不妊去勢手術支援承認通知書 ・不妊去勢手術対象猫一覧表 ・不妊去勢手術完了報告書		
福山市	福山市飼い主のいない猫との共生支援事業実施要綱 平成26年7月23日施行 (平成27年11月27日改正)	飼い主のいない猫による地域住民への危害や迷惑行為を防止するなど、地域における飼い主のいない猫に関する問題を解決するとともに、地域における猫の無秩序な繁殖を防止することで猫の殺処分頭数の減少を図り、飼い主のいない猫との共生を推進する地域の活動を支援することを目的とする。	・飼い主のいない猫との共生を推進する地域を指定地域として指定 ・活動組織、動物愛護団体等、福山市、獣医師会が役割を分担し、猫の管理、不妊去勢手術等を行う	・実施地域指定申請書 ・指定希望地域調査票 ・不妊、去勢手術に関する同意書	人口 手術頭数	約46万人 202頭
呉市	呉市猫の不妊・去勢手術の補助に関する要綱 平成27年11月1日施行 (令和3年6月1日改正)	猫を所有し又は飼育している者に対して、不妊・去勢手術に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、不必要な繁殖及び周囲に対する危害又は迷惑を未然に防止するとともに動物の保護、飼育の思想を高揚させることを目的とする。	・目的 ・補助対象者 ・補助金の額 ・交付の申請 ・手術の実施 ・精算	・不妊手術補助券交付申請書 ・去勢手術補助券交付申請書 ・不妊手術補助券 ・去勢手術補助券		
	呉市地域猫活動実施要綱 平成28年4月1日施行	地域猫活動ガイドラインに基づく地域猫活動を広く市内に浸透させることにより、市内全域において飼い主のいない猫によるトラブルを減少させ、市民が快適に生活できることを目的とする。	・目的 ・定義 ・実施地区の長が行う協力要請 ・動物愛護センターが行う協力の内容 ・実施地区の長が協力を受けるための条件 ・動物愛護推進員等との連携 ・市民への指導・助言	・地域猫活動の協力要請について(依頼) ・地域猫活動構成員一覧表 ・管理している猫の一覧(兼不妊去勢手術実施台帳)	人口 助成頭数	約22万人 231頭
	呉市地域猫活動に係る不妊去勢手術実施要綱 平成28年4月1日施行	地域住民が地域猫活動ガイドラインに基づいて実施する地域猫活動に係る不妊去勢手術を支援するために必要な事項を定める。	・目的 ・実施主体 ・実施条件 ・実施の手続き ・不妊去勢手術の実施方法	・地域猫活動に係る不妊去勢手術支援承認申請書 ・地域猫活動に係る不妊去勢手術支援承認通知書 ・管理している猫の一覧(兼不妊去勢手術実施台帳) ・地域猫活動に係る不妊去勢手術完了報告書		

令和6年能登半島地震におけるペットに関する対応（令和6年2月16日時点）



基本方針：被災地の状況を踏まえて、被災者の救護・支援の観点から、ペットに関する対応を実施

1. 避難所等での対策

- 職員等派遣、現地状況把握
- 避難所等でのペット飼育のための飼育用ケージ、フード等の資材供給
- 飼育スペースの確保

2. 被災者のペットの一時預かり等

- 健康上、災害復旧作業の理由等で飼育困難となる飼い主からの依頼対応
- 県内・県外における一時預かり先の確保
- 預かり先の動物病院等への移送
- 迷い犬猫等の保護と情報発信

3. 仮設住宅での対策

- ペットとともに住める仮設住宅の確保とその他の必要なケージ等の資材供給
- 仮設住宅における適切な飼養管理の促進

ペットに関する対応の進捗状況（環境省による調整・対応状況等）

体制整備：

- 職員等の現地派遣（1/6～）、石川県（金沢市、能登半島に各2名程度）に恒常的に職員等を派遣（1/22～）、石川県庁（1/23～）と能登中部保健福祉センター（2/4～）に自治体職員を派遣
- 石川県、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携した支援体制の確保（1/5）。被災地保健所も参加するウェブ会議を開催（1/8～）
- 石川県獣医師会、石川県が能登半島地震 動物対策本部を設置（1/8）

1. 避難所等での対策

- ・ 環境省職員等を被災地に派遣し、現場確認、助言等を実施（1/6～9：輪島市、志賀町、穴水町、七尾市、10～11：富山県、新潟県、12～14：珠洲市、能登町、18～20：珠洲市、輪島市、志賀町、七尾市、22～：金沢市、能登半島に各2名程度常駐）
- ・ 石川県による被災者からのペットに関する相談窓口の設置（1/7）
- ・ 動物対策本部が被災動物、被災飼い主様への支援のための募金口座開設（1/11）、環境省SNS・HPで広報（1/12）
- ・ ケージ、フード等の支援について、石川県、日本獣医師会、ペット災害支援協議会等と連携し、市町の物流拠点・避難所にプッシュ型・ブル型で石川県や環境省が運搬して支援（1/18～）
- ・ 関係団体と連携し、トレーラーハウスの設置による飼育スペースの確保
- 石川県：1.5次避難所（1/21）
- 環境省：志賀町避難所（1/29）、珠洲市避難所（2/12）
- ・ 石川県獣医師会が巡回診療（1/28～）

2. 被災ペットの一時預かり等

- ・ 石川県獣医師会において所有者の依頼に応じた一時預かりを開始（1/15）
- ・ 石川県実施の所有者とはぐれた犬猫等の保護收容の保護收容の支援として、県保健所の收容力確保のための広域譲渡を開始（2/6）
- ・ 環境省が民間企業に依頼し、犬猫保護情報サイトを開設（2/9）

3. 仮設住宅での対策

- ・ 「仮設住宅等へのペット同居」について石川県に依頼（1/11）。石川県から各市町に依頼（1/17）。
- ・ 被災各市町がペット受入の方針であることを確認

被災犬猫保護情報掲載サイト www.pet-care.jp 環境省HP

このサイトは、被災したペットの保護と飼い主との再会を支援するための情報提供を目的として、環境省が運営しています。

ペットの保護と飼い主との再会を支援します。



被災犬猫保護情報サイト



動物愛護管理法

動物愛護管理法の概要

基本指針

基準等

通知等

動物取扱業者の方へ

飼い主の方へ

ペットの災害対策

マイクロチップ制度について

マイクロチップ制度Q&A

ペットフード安全法

ペットフード安全法の概要

基準規格等

届出手続等

ペットフード安全法Q&A

愛玩動物看護師法

法令等

通知等

愛玩動物看護師をめざす方へ

愛玩動物看護師法Q&A

ガリキュラム等検討会

関連資料

法令・基準等

審議会・検討会等

パンフレット・報告書等

リンク集

地方自治体連絡先一覧

- 動物愛護管理行政に関する
お問い合わせ窓口
☎0120-323-750
- 動物取扱業者(動物
取扱店等)の方へ
- 飼い主の方へ
ペットの災害対策
- 動物虐待連絡先一覧
- 取寄動物検索情報サイト
初め注目を集めている犬や猫がいます
- オンラインで登録しよう
犬と猫のマイクロチップ
情報登録
- パートナーシッププロジェクト
「つながり、つなぐ命」
- 人と動物が幸せに暮らす
社会の実現プロジェクト

ペットの災害対策

「令和6年能登半島地震動物対策本部」で募金口座が開設されました！

今回の震災により被災された飼い主の皆様と動物への支援活動のために、皆さまのご協力をいただきますようお願いいたします。

詳細については以下のURLをご覧ください

受付期間：令和6年1月11日（木）～

<http://www.ishikawa-vmc.org/donation/>

災害が起こったときに最初に行うことは、もちろん飼い主自身や家族の安全確保ですが、ペットの安全確保についても、普段から考え備えておく必要があります。十分な水や食料の他、常備薬等も用意し、避難所や避難ルートを確認しておく等、いざというときに慌てないように、ペットに基本的なしつけをし、備えておきましょう。避難するときは、ペットと一緒に避難（同行避難）できるよう、日頃からキャリーバックやケージに入ることなどに慣れさせておくことも必要です。

そして、避難所等においては、自治体の指示に従い、ルールを遵守し、他の避難者に迷惑をかけてはなりません。特に、避難所では動物が苦手な方やアレルギーを持っている方等への特別な配慮が求められます。また、避難や避難生活はペットにとっても大きなストレスとなる可能性があるため、ペットの行動も考えた十分な準備をすることが重要です。これは決して特別なことではなく、普段からペットの基本的なしつけや健康管理をし、ペットを様々な環境に慣らしておくことが、災害時の備えの基本になります。しつけはペットの安全確保のみならず、災害時のペットのストレスも軽減させ、あなた自身や周囲の方々への安全・安心の確保にも重要です。

現在ご自分が住んでいる地域で指定されている避難場所は、ペットとの同行避難が可能かどうかをあらかじめ確認し、可能な場合はその注意事項を管轄の自治体に確認する等して、ペットとの避難計画を考えておきましょう。

- ペットを飼っている皆さまへ -災害時のペットとの同行避難について-(令和2年8月版). [PDF: 342KB]



石川県獣医師会とは

動物病院検索・紹介

狂犬病予防事業
家畜伝染病予防対策事業

動物愛護活動事業

トップページ > 令和6年能登半島地震動物対策本部からのお知らせ

令和6年能登半島地震動物対策本部からのお知らせ

募金口座等が決まりましたので、お知らせします。

今回の震災により被災した動物と飼い主様への支援活動のために、皆さまのご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

募金口座

北國（ほっこく）銀行 森本支店 普通預金 49989

令和6年能登半島地震動物対策本部

受付期間：令和6年1月11日（木）～

※いただいた募金は、能登半島地震による被災動物の救護活動及び被災された飼い主様への飼育支援活動に使用します。

また、対策本部の活動が終了した際には、石川県における今後の災害対応に備える動物対策基金として保管させていただきます。

※金融機関で振り込んだ際の振込票等の控えを以て、受領証とさせていただきます。

別途、受領証が必要な方は、下記連絡先にお問い合わせください。

連絡先

電話番号

076-213-5788

受付時間：10:00～16:00

メールアドレス

notojisintaisaku@gaea.ocn.ne.jp

※限りある人数で救援活動に取り組んでいます。

被災地での活動中などは、受付時間内であっても応答できないこともありますことを、ご了承ください。

※緊急性の高いお問い合わせを優先させていただきます。

すべてのご連絡に返信できないこともありますことを、ご了承ください。

ペットを飼っている皆さまへ

－災害時のペットとの同行避難について－

災害時、あなたとあなたの大事なペットを守るために、
いま、できることを考えましょう



飼い主がいま、やるべきことは？

- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を



もし被災してしまったら？

- 災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないように注意して、ペットとともに同行避難を

自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動（行為）のことをいいます
避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの（同伴避難）を指すものではありません



詳しくは、「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン〈一般飼い主編〉をご覧ください。



令和2年8月作成

■ 広島県災害時動物救護に係るマニュアル等の設置について

平成29年12月制定	令和元年7月改正 (H30豪雨災害を受けて改正)
<p>広島県災害時動物救護活動マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害時の動物救護に係る基本的な考え方・ 平常時の取組・ 災害時の動物救護組織体制, 活動フロー・ 動物救護本部の役割・ 地域支部の役割・ 災害終息時の対応	<p>広島県災害時動物救護基本指針</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害時の動物救護に係る基本的な考え方・ (新) 災害時の要領等の位置づけ <p>広島県災害時動物救護要領</p> <ul style="list-style-type: none">・ 平常時の取組・ 災害時の動物救護組織体制, 活動フロー・ 動物救護本部の役割・ 地域支部の役割・ 災害終息時の対応 <p>広島県動物救護活動マニュアル(県食品生活衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none">・ (新) 動物救護本部の具体的活動内容・ (新) 通知等ひな形・ (新) 関係連絡先【非公開】 <p>広島県動物救護活動マニュアル(各動物愛護(管理)センター)</p> <ul style="list-style-type: none">・ (新) 地域支部の具体的活動内容・ (新) HP等ひな形
<p>ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン</p>	<p>ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン</p> <p>広島県災害時動物救護関係様式集</p> <ul style="list-style-type: none">・ (新) 報告様式等

内容の整理